せいび じゅうてんてき いったいてき おこな ちく

3 バリアフリー整備を重点的かつ一体的に行う地区

(1) 重点整備地区の設定

かんが かた

ア 考え方

本市では、これまで、市域内にあるすべての鉄道駅及び周辺のバリアフリーか すす しゅうてん 鉄道駅から 概 ね 1 km圏内にある生活関連施設や生活 対心れんけいる ふく いき じゅうてんせいび ちく さだ じゅうてんてき いったいてき せいび 関連経路を含む区域を重点整備地区として定め、重点的かつ一体的な整備を行ってきました。Step 1 の見直しではこれまでの重点整備地区を踏襲 し残る事業を推進すると共に、新たにホーム柵の設置を進めます。

かくちく じゅうてんせいびちくせっていりゅう いか 各地区の重点整備地区設定理由は以下のとおりです。

えきか ま く (ア) 江坂地区

ゃまだ 5 く きゅうりょうち りょうこう じゅうかんきょう けいせい 山田地区は、丘陵地であり、良好な住環境が形成されています。

駅周辺では、将来にわたって駅前としてふさわしい土地利用が図れる と し きばん せいび もくてき やまだえきしゅうへんせいびじぎょう じっし とうがい 都市基盤の整備を目的とした山田駅周辺整備事業が実施されており、当該 じぎょう いったい こうかてき 事業と一体となった効果的なバリアフリー整備を行うため、重点整備地区 として選定しました。



すいた とよっち < (ウ) 吹田・豊津地区

吹田・豊津地区は、市役所などの官公庁施設をはじめ、各種公共施設、いりょう ほけんしせつ ふくししせつ しゅうちゅう りっち 医療・保健施設、福祉施設などが集中して立地しています。そのため、市域ないがい ちお ひと おとず ほんし なか とく サいび たい 内外から多くの人が訪れ、本市の中でも特にバリアフリー整備に対する まうぼう たか ちく 要望が高い地区であることなどから、重点整備地区として選定しました。

ももやまだいちく

(工) 桃山台地区

せんりゃま かんだいまえ 5 く (才) 千里山・関大前地区

千里山駅周辺では、老朽化した千里山団地が、現在の生活ニーズに相応し 赤たら りょうしつ じゅうかんきょう きょうきゅう もと い、新しい良質な住環境の供給が求められたことから、平成26(2014)

そこで、まちの将来像についてとりまとめ、地域が抱える課題の総合的・いったいてき かいしょう せんりゃまえきしゅうへん しょんだんかい へいせい 一体的な解消をめざした「千里山駅周辺まちづくり懇談会」が、平成17 (2005) 年7月に設立されました。

せんりゃま かんだいまえ ち く こんだんかい いったい こうりつてき こうかてき 千里山・関大前地区では、懇談会と一体となった効率的・効果的なバリア か せいび おこな じゅうてんせいび ち く せんてい フリー化整備を 行 うため、重 点整備地区に選定しました。



みなみせんり ち く

(力) 南千里地区

南千里駅周辺に位置する千里南地区センターの再整備計画の具体化を はんりみなみちく 南千里駅周辺に位置する千里南地区センターの再整備計画の具体化を けんとう 検討するための南千里地区まちづくり懇談会が、平成17(2005)年9月に設立 されました。

みなみせんり ち く こんだんかい れんけい 南千里地区では、この南千里地区まちづくり懇談会と連携してバリアフリ か せいび けんとう じゅうてんせいび ち く せんてい 一化整備を検討するため、重 点整備地区に選定しました。

きしべ ち く **(キ) 岸部地区**

JR岸辺駅周辺には、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院や おおさかがくいんだいがく りっち がくせい しいきないがい おお ひと おとず 大阪学院大学などが立地し、学生をはじめ市域内外から多くの人が訪れて りんせつ せっつし はんきゅうしょうじゃくえき おり、隣接する摂津市には、阪急正雀駅があり、そこから岸部地区を訪れる人も多いと考えられます。

しかし、住宅が集積する地区などでは狭隘道路が多く、高齢者、障が い者などに対する配慮が十分でない部分が多くあります。

岸部地区では、JR岸辺駅周辺のまちづくりや、「摂津市交通バリアフリー * はいび ち く せんてい 整備地区に選定しました。

きたせんり ち く **(ク) 北千里地区**

北千里地区は、千里ニュータウンとして整備され、阪 急北千里駅及び多く こうきょうしせつ しょうぎょうしせつ はいち ではため ちゅうしん みどり の公共施設や商業施設が配置されているディオス北千里を中心に、緑 ゆた かんせい じゅうかんきょう けいせい 豊かで閑静な住環境が形成されてきました。

地区内には、大阪大学医学部付属病院などの医療施設や公共施設が いりょうしせつ こうきょうしせつ は 大阪大学医学部付属病院などの医療施設や公共施設が いっちょいがい おお ひと おとず じゅうてんせいび 集積しているため、市域内外から多くの人が訪れることから、重点整備



ちく せんてい 地区に選定しました。

ばんぱくこうえんしゅうへん ち く

(ケ) 万博公園周 辺地区

「はんぱくこうえんしゅうへん ちく 万博公園周辺地区には、エキスポシティ、市立吹田サッカースタジアムや ばんぱくきねんこうえん こういきてき しゅうきゃくりょく たか しせっ りっち 万博記念公園など、広域的な集客力の高い施設が立地しています。特に ばんぱくきねんこうえんない ばんぱくきねんきょうぎじょう こくりつみんぞくがくはくぶつかん にほんみんげいかん 万博記念公園内には、万博記念競技場、国立民族学博物館、日本民芸館など おお ひとびと した があり、多くの人々に親しまれています。

このような施設の集積により、市域内外から多くの人が訪れることから、 じゅうてんせいび ち く せんてい 重 点整備地区に選定しました。

みなみすいた ち く

(コ) 南吹田地区

みなみすいた ち く へいせい ねんはる ひがしせん かいぎょう みなみすいたえき 南吹田地区は平成31(2019) 年春におおさか東線が開業し、JR南吹田駅 せっち が設置されました。



じゅうてんせいび ち く ず

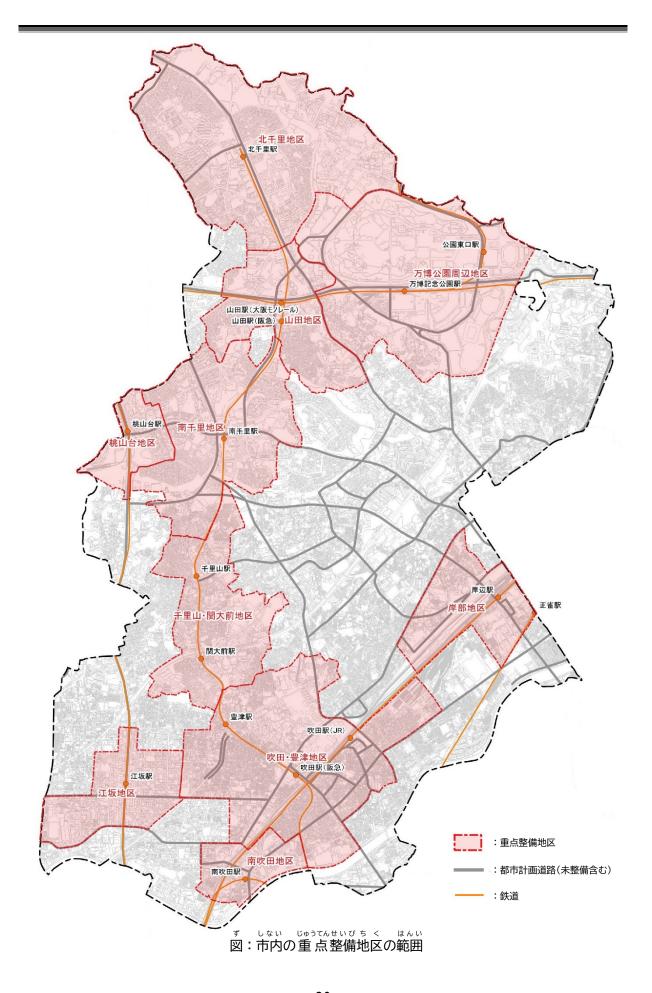
イ 重点整備地区図

じゅうてんせいび ち く いちらん い か 重 点整備地区の一覧は、以下のとおりです。

No.	ちくめい 地区名	_{せっていじ} き 設定時期	めんせき 面積
1	えさかち く 江坂地区	へいせい 平成14(2002)年度	ゃ< 約1.20 km ื
2	ゃまだち < 山田地区	へいせい 平成14(2002)年度	ゃ< 約1.50 km の
3	^{すいた とよっち く} 吹田・豊津地区	へいせい 平成14(2002)年度	ゃ< 約3.60 km
4	ももやまだいち く 桃山台地区※	へいせい 平成17(2005)年度	ゃ< 約0.53 km²
5	せんりゃま かんだいまえ ち く 千里山・関大前地区	へいせい 平成18(2006)年度	ゃ< 約1.76 km [*]
6	みなみせんり ち く 南千里地区	へいせい ねんど 平成18(2006)年度	ゃ< 約2.36 km
7	きしべち く 岸部地区	へいせい 平成19(2007)年度	ゃ< 約1.17 km [*]
8	またせんりち く 北千里地区	へいせい 平成19(2007)年度	ゃ< 約3.52 km ื
9	ばんぱくこうえんしゅうへん ち く 万博公園周辺地区	へいせい 平成19(2007)年度	ゃ< 約3.63 km
10	arabytut to く 南吹田地区	へいせい 平成29(2017)年度	**< 約0.61 km

とよなかし きょうどう きほんこうそう さくてい ほんみなお すいたしいき かん ※豊中市と共同で基本構想を策定しましたが、本見直しは吹田市域に関するものであることよなかし きょうぎ すいたしいきぶぶん きさい とから、豊中市との協議により、吹田市域部分のみの記載としました。





せいかつかんれんし せ つ せってい

(2) 生活関連施設の設定

かんが かた ア 考え方

生活関連施設とは、バリアフリー法において「高齢者、障害者等が日常 世にかつまた しゃかいせいかつ りょう りょかくしせつ かんこうちょうしせつ ふくししせっ た 生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他 しせっ さだ 施設」と定められています。

かくじゅうてんせいびちくない せいかつかんれんしせっ 各重点整備地区内における生活関連施設は、バリアフリー法の定義や、 はんし きじゅん もと いか はんい 本市の基準を元に、以下の範囲とします。

でたいてき しせっ せってい だい へん おこな なお、具体的な施設の設定は、第2編で行います。

せいかつかんれんし せつ ていぎ

【生活関連施設の定義】

高齢者、障がい者などが利用する施設のうち、規模や利用状況などの ちいきじつじょう かんあん せんてい しせつ いどうとうえんかつか じぎょうじっし 地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の ひつようせい たか じっしかのうせい しせつ すで いどうとうえんかつか しせつ 必要性が高く、実施可能性がある施設または既に移動等円滑化された施設。

しせつようとべつ せってい かんが かた 【施設用途別の設定の考え方】

りょかくしせっ 旅客施設	でつどうえき はんきゅう おおさか きたおおさかきゅうこう おおさか 鉄道駅(JR、阪 急、大阪モノレール、北大阪急 行、大阪メトロ)
こうきょう こうえき 公共・公益	国、府、市などの主な施設
^{しせっ} 施設	
きょういくしせっ 教育施設	ょぅごがっこぅ だいがく こうとうがっこう 養護学校、大学、高等学校など
いりょう ほけんしせつ 医療・保健施設	いりょうしせつ にゅういんしせつ びょうしょうすう しょういじょう (医療施設)入院施設があり、病床数が100床以上
ふくししせっ 福祉施設	こうれいしゃふくししせっ しょう しゃふくししせっ つういんつうしょしせっ 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設など(通院通所施設であるも
	の)
こうえん 公園	こういきこうえん そうごうこうえん ち く こうえん 広域公園、総合公園、地区公園
しょうぎょうしせっ 商業施設	だいきぼこうりてんぽ 大規模小売店舗(1,000 ㎡ 超)、中規模小売店舗(500~1,000 ㎡
	い か しょうてんがい 以下)、商店街など
ろがいちゅうしゃじょう路外駐車場	まゅうしゃよう めんせき いじょう ちゅうしゃりょうきん ちょうしゅう 駐車用の面積が 500 ㎡以上で、駐車料金を徴収するもの



せいかつかんれんけいろ じゅんせいかつかんれんけいろ せってい

(3) 生活関連経路、準生活関連経路の設定

せいかつかんれんけいろ 生活関連経路とは、バリアフリー法において「生活関連施設相互間の経路」 さだ と定められています。

かくじゅうてんせいびちくない せいかつかんれんけいる 各重点整備地区内における生活関連経路は、バリアフリー法の定義や、 ほんし きじゅん もと いか はんい 本市の基準を元に、以下の範囲とします。

でたいてき けいろ せってい だい へん おこな なお、具体的な経路の設定は、第2編で行います。

せいかつかんれんけいろ かんが かた

ア 生活関連経路の考え方

まも、とくていりょかくしせつ、せいかつかんれんしせつ、むす、けいろ 主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のため じぎょうじっし、ひつようせい、たか、 かのうせい けいろ すで いどうとうえんかつか の事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化され けいろ

じゅんせいかつかんれんけいろ かんが かた **イ 準生活関連経路の考え方**

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のため じぎょうじっし ひつようせい たか しぎょうじっし こんなん けいろ の事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であることなどの理由 により、長期的に事業実施に取り組む経路とします。



じゅうてんせいび ち く いどうとう えんかつか

(4) 重点整備地区における移動等の円滑化

こんご ほんきほんこうそう もと すいたし こうきょうこうつうじぎょうしゃ しせつせっちかんりしゃ 今後、本基本構想に基づき、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・こうあんいいんかい しせつ どうろ かじぎょう じっし 公安委員会が施設や道路などのバリアフリー化事業を実施していきます。

また、市民、施設設置管理者、行政機関などが互いに連携したソフト施策 を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。なお、事業の区分は 以下のとおりとします。

こうきょうこうつうとくていじぎょう

ア 公 共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備(ホーム柵、エレベーター、トイ せいび ともな こうぞう へんこう かん じぎょう レなど)の整備、これに伴う構造の変更に関する事業
- ・ 鉄道、バス、福祉タクシーなどの車両におけるバリアフリー整備(車両 の低床化など)に関する事業

ど う ろとくていじぎょう

イ 道路特定事業

- とうる しせっ こうさくぶつ せっち かん じぎょう ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物の設置に関する事業
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、段差解消 など)に関する事業

こうつうあんぜんとくていじぎょう

ウ 交通安全特定事業

- か ひつよう せいかつかんれんけいろ こうせい どうろ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における



いほうちゅうしゃこうい ぼうし じぎょう 違法駐車行為の防止のための事業

エ その他の事業

- じょうき ぁ じぎょう た じぎょう せいり ・ 上記に当てはまらない事業を「その他の事業」として整理します。
- ・ なお、現在は、路外駐車場・都市公園・建築物・教育啓発に係る特定 じぎょう せってい 事業は設定されていません。今後、施設設置管理者等との調整により 事業化される際には、移動等円滑化基準に適合した整備に努めるととも せいかつかんれんけいろ れんぞくせいかくほ りゅうい に、生活関連経路などとの連続性確保に留意します。



か せいびすいじゅん

(5) バリアフリー化の整備水準

本項目は、バリアフリー化事業の実施にあたり、目指すべき整備水準を示したものであり、各施設設置管理者等が問題意識を共有するためのものです。

このため、一部の施設などにおいては、既に解消済みであるものや、

こうぞうじょう りゅう たんきてき かいけつ ないよう ふく
構造上などの理由により短期的に解決できない内容も含みます。

せいびすいじゅん ぐたいてき じぎょうじっし み こ これら整備水準のうち、具体的に事業実施が見込まれるものについては、 だい ^^ じぎょう い ち 第2編で事業を位置づけています。

てつどうえき ア **鉄道駅、バス等**

きほんてき かんが かた

【基本的な考え方】

特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路(以後「バリアフリー化経路」という。)を 1 経路以上設けるように努めます。

【ホーム柵の整備】

ホーム柵が未整備の駅については、駅利用者の安全性を確保するため、 しょうらいてき しないぜんえき せっち ひ つづ せいび そくしん つと 将来的に市内全駅に設置されるよう引き続き整備の促進に努めます。

すいちょくい どうしせつ せいび

【垂 直移動施設の整備】

すいちょくいどうせつび つと・垂 直移動設備としてエレベーターを最優先に設置するよう努めます。



・エレベーターの構造は、車いす利用者、視覚障がい者、聴 覚 障 がい者、 にんさんぶ りょう かたがた さまざま とくせい はいりょ つと 妊産婦など、利用される方々の様々な特性に配慮するよう努めます。

こべつしせつ せいびかいりょうとう

【個別施設の整備改良等】

- しかくしょう しゃ ちょうかくしょう しゃ にんさんぶ かた えんかつ いどう ・視覚障がい者、聴覚障がい者、妊産婦などあらゆる方が、円滑に移動で かいだん て せっち きるように階段に手すりを設置します。
- ・トイレは、オストメイト仕様トイレ、乳 幼児連れの方のためのおむつ替え シートなどの整備に努めます。

ゆうどうあんないじょうほうし せつ せいび

【誘導案内情 報施設の整備】

- ・移動者の案内設備について、触 地図、ピクトグラム、点字などを用いて、 わかりやすいサインの配置に努めます。
- ・視覚障がい者の移動等円滑化の向上と安全性を確保するよう、視覚障がい 者誘導用ブロック(プラットホーム縁端警告用内方表示ブロックを含む)

【バス停】

てい りょうじょうきょう ふ てい うわや せっち つと・バス停の利用 状 況 などを踏まえ、バス停に上屋、ベンチなどの設置に努



めます。

ろせんず じこくひょう あんないひょうじ ・ 路線図や時刻表などの案内表示を、わかりやすくします。

しさく 【ソフト**施策**】

- こうれいしゃ しょう しゃ たい てきせつ たいおう けんしゅう きょういく ・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育 くんれん ひ つづ じっし 訓練を引き続き実施します。
- ・車両とホームの移動が不可能または困難な車いす使用者などの利用にはいりょ。 まきいん ほじょ てってい つと 配慮し、スロープ板などによる駅員の補助を徹底するよう努めます。

【その他】

- ・バス・タクシー・鉄道車 両の新規導入の際には、バリアフリー基準に適 できる仕様とします。
- ・バス車両においては、新規導入及び代替車両を低床バスとします。な くるま しょうしゃ えんかつ じょうこう せっきょくてき お、車いす使用者などが円滑に乗降できるノンステップバスを積極的 に導入します。



どうろとう

道路等

きほんてき かんが かた 【基本的な考え方】

じゅうてんせいびちくない せいかつかんれんけいろ こうせい 重 点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、令和8(2026) ねんど もくひょう あんぜん あんしん いどうおよ りょう ほどう 年度を目標に、だれもが安全で安心して移動及び利用できる歩道のバリア フリー基準を満たすよう整備を進めます。

ゆうこうふくいん かくほ

【有効幅員の確保】

- ・最低有効幅員は車いすがすれ違える2mとします。
- とう うおうだんめん こうせい さいこうちく ほとう かくふく どう ろふぞくぶつ せんようぶつ ・道路横断面の構成の再構築などによる歩道の拡幅や、道路附属物・占用物 いせつ しゅうゃく そっこう かいりょう ゆうこうふくいん かくほ つとなどの移設、集約、側溝などの改良により有効幅員を確保するよう努め ます。
- ほ こうしゃ じてんしゃ こうつうじょうきょう ほこうしゃ じてんしゃ ぶんり もくてき ・歩行者や自転車の交通状況などを踏まえ、歩行者と自転車の分離を目的 じてんしゃつうこうくうかん ろせん とし、自転車通行空間ネットワーク路線の整備に努めます。
- ほ こうしゃ じてんしゃ じどうしゃ こうつうじょうきょう おう ・歩行者、自転車、自動車の交通状況に応じて、歩車共存施策(コミュニ ティ道路、待避スペース、交通規制など)を検討します。

ほそう 【舗装】

- ほそうめん ほこうしゃ あんぜんせい かいてきせい かくほ うてんじ あんぜん ・ 舗装面は、歩行者の安全性、快適性を確保するとともに、雨天時も安全で へいたん すべ えんかっこいとう 円滑な移動ができるよう平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上げとします。
- ほそう ろうきゅうかしょ さっきゅう ほしゅう ・つまずきなどの事故防止のため、舗装の老朽箇所は早急に補修するなど、 てきせい ほどう いじかんり 適正な歩道の維持管理を進めます。



こうばい

【勾配】

- ほこうしゃ くるま しょうしゃ とうはん こうはん ょういせい はいりょ じゅうだんこうばい げんそく・歩行者、車 いす使用者などの登坂・降坂の容易性に配慮し縦断勾配は原則 5%以下とします。
- くるま しょうしゃ いどう あまみず はいすい はいりょ おうだんこうばい げんそく いか・車 いす使用者などの移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下とします。
- じゅうだんこうばい きじゅん み ばぁい すいちょくいどうしせつ きゅうけい ・縦断勾配の基準を満たせない場合は、垂直移動施設や休憩スペースな けんとう おこな どの検討を行います。

おうだんほどうとう きりさげぶ

【横断歩道等との切下部】

- ほどう おうだんほどう きょうかい くるま しょうしゃ えんかつ つうこう しかくしょう ・歩道と横断歩道との境界には、車いす使用者の円滑な通行と視覚障が しゃ きょうかいぶ にんち あんぜんせい はいりょ だんさ もう い者が境界部を認知できる安全性に配慮した段差を設けます。

りったいおうだんし せつ

【立体横断施設】

・歩道に通行困難な高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターなどによ ・水道に通行困難な高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターなどによ ・ 10 円滑な移動が 行 えるよう検討します。

はいすいし せ つとう

【排水施設等】

・排水施設の蓋は車いすのキャスター、白杖、ハイヒールなどが落ち込む ことがないように配慮すると共に、設置場所は可能な限り横断歩道以外の



部分に設置します。

しかくしょう しゃゆうどうよう

【視覚障がい者誘導用ブロック】

・主要なルートには視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。設置位置は、
しかくしょう しゃ た ほ こうしゃ いどう はいりょ
視覚障がい者とその他歩行者などの移動に配慮します。

いろ きいろ きほん・色は、黄色を基本とします。

こうじちゅう いっていくかんぶんだん ばぁぃ だいたい けいろじょう せっち・工事中などにおいて一定区間分断される場合には、代替の経路上に設置します。

きゅうけいし せつ

【休憩施設】

おうだんぼ う しさくとう

【横断防止柵等】

- じどうしゃ ほこうしゃ こうつうじょうきょう ふ ほこうしゃ あんぜんせい かくほ・自動車や歩行者の交通 状況 を踏まえ、歩行者の安全性を確保するための さく しょくじゅたい せっち 柵や植樹帯を設置します。
- ・植樹帯は、歩行者の快適性を確保しながら、見通しや移動を阻害しないよ はいりょ う配慮します。

しょうめいし せつ

【照明施設】

ほこうしゃ あんぜんせい かくほ こうつうじょうきょう ふ てきぎ どうろしょうめいとう ・歩行者の安全性を確保するため、交通 状 況 を踏まえ、適宜、道路照 明灯 せっち などを設置します。



ぁんないせつび 【**案内設備**】

いどうしゃ あんないせつび ちず えもじ てんじ おんせい ふくごうてき ほうほう けんとう・移動者の案内設備を地図、絵文字、点字、音声などの複合的な方法を検討 しながら、わかりやすく、適切な位置に設置するよう努めるとともに、デ ザインの統一化を図ります。



こうつうあんぜんし せ つとう

ウ 交通安全施設等

しんごうき 【**信号機**】

- あんぜん おうだん ほこうしゃようあおしんごう じかん ちょうせい つと・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。
- ・歩行者や自動車の利用 状 況 などを踏まえ、地域住 民 との協議を 行 いな がら、音 響信号機や、弱 者 感応信号機を必要とする箇所の検討を 行 い、 どうにゅう はか 導 入を図ります。
- せいかつかんれんけいろじょう しんごうき ほこうしゃ あんぜん おうだん はいりょ ほ ・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩 こうしゃようしんごうとうき せっち 行者用信号灯器を設置します。

おうだんほどう

【横断歩道】

- せいかつかんれんけいろじょう まうだんほどう せっち ひつよう かしょ けんとう おこな せいび・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を 行い、整備った に努めます。
- ほ こうしゃ どうせん ちょうさ おうだんほどう いせっ のぞ かしょ
 ・歩行者などの動線を調査し、横断歩道の移設が望ましい箇所においては、
 おうだんほどう いせっ っと
 横断歩道の移設に努めます。

【その他】

・歩行者などの移動の円滑化を阻害する違法駐車などを防止する事業を じゅうてんてき けいかくてき じっし つと 重点的かつ計画的に実施するよう努めます。



けんちくぶつ

工 建築物

特定建築物については、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、 高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、 たんだん あんしん いどうおよ りょう けんちくぶつとくていしせつ でいりぐち ろうか かいだん 安全で安心して移動及び利用できるよう建築物特定施設 (出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場など) や入口及び建築物特定 たせつかん けいろ 施設間の経路のバリアフリー化に努めます。

なお、バリアフリー化整備は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう、 はか せいび つと こうれいしゃ しょう しゃ いどう じ ほじょ しせつ 以下の整備に努めます。また、高齢者、障がい者などの移動時の補助、施設 しょくいん かんけいしゃきょういく じゅうじつ いどうけいろ かんばん しょうひん てっきょ 職員などの関係者教育の充実、移動経路における看板・商品の撤去などのソフト事業を継続的に実施します。

^{こう} •< 項 目	ない よう 内 容
でいりぐち 出入口	ひつよう はば かくほ じどうとびら くるま しょうしゃ ょうい かいへい 必要な幅の確保や、自動 扉 または 車 いす使用者が容易に開閉で
	きる 扉 への整備・改 良
^{ろうかとう} 廊下等	ひつよう はば かくほ すべ ゆかめん せいび かいりょう 必要な幅の確保や滑りにくい床面への整備・改良
かいだん 階段	ますりなどの整備・改良
スロープ	ひつよう はば かくほ こうばい かいぜん て せいび かいりょう 必要な幅の確保や勾配の改善、手すりなどの整備・改良
エレベーター等	エレベーターの整備・改良
トイレ	くるま よう およ しょう ふく たきのう 車 いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイ
	せいび かいりょう だんさ て せいび かいりょう ゆかおきしき レの整備・改良、段差・手すりなどの整備・改良、床置式また
	かべかけしき しょうべんき う ぐち ひく せっち は壁掛式の小便器(受け口の低いもの)の設置
しきちない つうろ 敷地内の通路	ほ こうしゃどうせん はいりょ つうろ か 歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
駐車場	くるま しょうしゃょうちゅうしゃ せいび かいりょう 車いす使用者用駐車ますの整備・改良
ゅうどうじょうほうあんないしせっ 誘導情報案内施設	しかくしょう しゃゆうどうよう せいび かいりょう 視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良
	家内表示の充実



と し こうえん **オ 都市公園**

都市公園においては、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、 たんさんで表した。 を人で安心して移動及び利用できるよう、特定公園施設(都市公園の主要な けいる こうせい えん ろおよ ひろば きゅうけいじょ ちゅうしゃじょう べんじょ 経路を構成する園路及び広場、休憩所、駐車場、便所など)のバリアフリー化に努めます。

なお、バリアフリー化整備は、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう、 いか せいび つと 以下の整備に努めます。

zう ŧ< 項 目	ない よう 内 容
えんろおよ ひろば 園路及び広場	ひつよう はば かくほ だんさ こうばい かいしょう 必要な幅の確保、段差・勾配の解消
	がしアフリー化に配慮した路面舗装
	階段への手すりなどの整備・改良
	こうばい かいぜん て せいび かいりょう スロープの勾配の改善、手すりなどの整備・改良
	こうれいしゃ しょう しゃ てんらく ぱしょ 高齢者、障がい者などが転落するおそれのある場所への、
	せくまた しかくしょう しゃゆうどうよう せっち
トイレ	くるま よう およ しょう ふく 車 いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む
	たきのう せいび かいりょう だんさ て せいび 多機能トイレの整備・改 良、段差・手すりなどの整備・
	かいりょう ゆかおきしき かべかけしき しょうべんき う ぐち ひく 改良、床置式または壁掛式の小便器(受け口の低いもの)
	_{せっち} の <mark>設置</mark>
でなっしせっ 個別施設※	が はいりょ しせっ せいび バリアフリー化に配慮した施設の整備
駐車場	くるま しょうしゃようちゅうしゃ せいび かいりょう 車いす使用者用駐車ますの整備・改良
	くるま しょうしゃようちゅうしゃ ちゅうしゃじょう でいりぐち 車 いす使用者用駐車ますから駐車場の出入口までの
	経路のバリアフリー化
ゅうどうじょうほうあんないしせつ 誘導情報案内施設	素内表示の充実

きゅうけいじょ かんりじむしょ てあら ば ※休憩所、管理事務所、手洗い場など



ろが いちゅうしゃじょう

力 路外駐車場

特定路外駐車場となる駐車場においては、車いす使用者駐車施設を 1以上設けるように努めます。また、車いす使用者が車いす使用者駐車 施設から公共用通路などまで、安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路(バリアフリー化経路)を1経路以上設けるように努めます。

^{こころ} キ 心のバリアフリー

- ・施設や設備、通路をより使いやすく維持していくために、施設職員や市民

 ひとり こうれいしゃ しょう たい りかい ふか ひつよう おう たす
 一人ひとりが高齢者、障がい者などに対する理解を深め、必要に応じた助

 いができるよう、普及啓発を実施します。
- ・通行の障がいになっている放置自転車、違法看板類の撤去を実施するとともに、マナー向上のための広報・啓発活動を実施します。また、違法 駐車防止のための広報・啓発活動を実施します。

